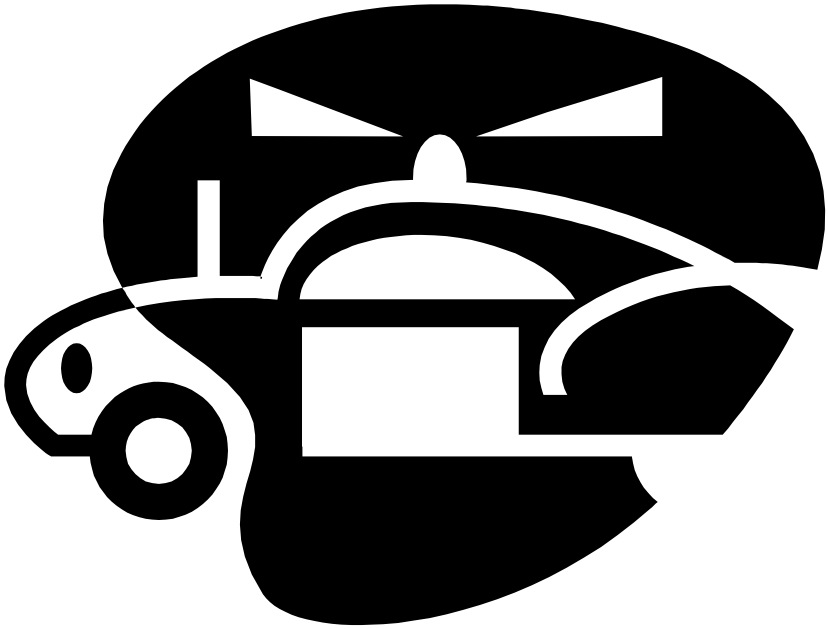
令和８年度

宮代町防犯のまちづくり

推進協議会



宮代町 くらし安全課 防犯・交通安全担当

令和８年度防犯のまちづくり推進協議会

目次

１．概要 1
２．委員名簿 1
３．管内市町別犯罪発生状況 2
４．犯罪情報等の提供 3
５．自主防犯組織 4
６．町の実施事業について 6
７．防犯灯設置の審査プロセスの変更について 8
８．宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱 10

１．概要

項目	内容
目的	地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等の連携協力により、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために設置するものです。
根拠法令	宮代町防犯のまちづくり推進条例 宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱
委嘱期間	令和８年９月１１日～令和１０年３月３１日
会議開催の頻度	年２回を予定
主な会議開催場所	宮代町役場、進修館等
会議の内容	犯罪情報提供、自主防犯組織に関する情報提供、町実施事業について、防犯灯の設置について、意見交換等を実施するものです。
謝金の有無	なし

２．委員名簿（敬称略）

ＮＯ	氏名	所属	ＮＯ	氏名	所属
1	坪　敬之	杉戸警察署	11	星　喜助	宮代町商工会
2	金野　泰久	東小学校	12	中川　定雄	地域安全パトロール隊
3	栗原　利夫	百間中学校	13	横手　昇	杉戸管内地域安全推進連絡協議会
4	竹田　奈々重	宮代町ＰＴＡ連絡協議会（小学校）	14	岡村　哲	姫宮地区連合自治会
5	小林　瑠美子	宮代町ＰＴＡ連絡協議会（中学校）	15	松川　清貴	古利根地区連絡会
6	橋本　裕子	宮代須賀幼稚園	16	高畑　悟美	駅西口地区連絡会
7	井上　久美子	国納保育園	17	渋谷　清信	須賀地区連絡会
8	荒舩　睦美	宮代高等学校	18	木村　学	公募
9	久保野　開	宮代特別支援学校	19	深井　重男	公募
10	林　祐司	日本工業大学			

３．管内市町別犯罪発生状況

＜令和６年・令和７年１２月末の認知件数対比（暫定値）＞

犯罪の種類	年	宮代町	管内合計	県合計	増減（宮代町）
路上強盗	６年	０	１	２０	７
	７年	１	２	２７	
ひったくり	６年	０	２	５０	０
	７年	０	４	４９	
オートバイ窃盗	６年	４	６１	１，００４	０
	７年	４	７７	１，２３７	
自転車窃盗	６年	７９	８１４	１４，２２０	１
	７年	８０	８１１	１３，５８６	
自動車窃盗	６年	１	７４	７８１	３
	７年	４	６４	７５６	
車上狙い	６年	８	１１１	１，６８３	▲１
	７年	７	１７９	１，９７６	
自動販売機狙い	６年	０	３０	３０２	０
	７年	０	５１	２８２	
侵入窃盗	６年	６	２１４	１，４２７	▲３
	７年	３	２４３	１，７５０	
刑法犯認知総数	６年	２６５	４，４５２	５１，６６７	１８
	７年	２８３	４，６８１	５３，４７１	
合計	６年	３６３	５，７５９	７１，１５４	１９
	７年	３８２	６，１１２	７３，１３４	

※会議開催時点での暫定値であり、変更になる場合があります。

４．犯罪情報等の提供

杉戸警察署からの依頼を受け、犯罪情報（主に振り込め詐欺の予兆電話）、迷い人の捜索（お知らせ）を防災行政無線で放送、防災メールの配信等を行いました。

（令和７年度実績）

月	日	内容
4月（3件）	11日	特殊詐欺
	18日	特殊詐欺
	25日	特殊詐欺
5月（3件）	8日	特殊詐欺
	15日	特殊詐欺
	16日	迷い人
6月（3件）	2日	特殊詐欺
	4日	迷い人
	16日	迷い人
7月（2件）	17日	架空請求詐欺
	31日	特殊詐欺
8月（3件）	8日	特殊詐欺
	12日	特殊詐欺
	26日	特殊詐欺
9月（1件）	11日	特殊詐欺

月	日	内容
10月（3件）	8日	特殊詐欺
	8日	迷い人
	9日	特殊詐欺
11月（1件）	11日	迷い人
12月（5件）	2日	架空請求詐欺
	3日	特殊詐欺
	5日	特殊詐欺
	17日	迷い人
	22日	特殊詐欺
1月（1件）	16日	還付金詐欺
2月（2件）	13日	迷い人
	19日	特殊詐欺
3月（0件）	－	－

合計　２７件

〈参考実績〉令和５年度実績・・・合計３２件

令和６年度実績・・・合計３２件

※上記の他、町のホームページで注意喚起や庁舎のロビー等において詐欺被害防止の看板の掲示及びチラシの配布をするなど啓発活動を行いました。

５．自主防犯組織

地域の安全確保のため、年末年始等にパトロールを実施しています。

	名称	設立年月日
１	地域安全パトロール隊（注１）	平成１５年　８月　２日
２	宮東安全パトロール隊	平成１７年１２月１７日
３	宮代台自治会	平成１７年１２月１２日
４	東自主防犯会	平成１８年　４月　１日
５	中寺地区防犯パトロール隊	平成１８年　９月　１日
６	須賀上地区防犯パトロール	平成１９年　８月２７日
７	川端自主防犯防災会	平成２０年　６月　１日
８	宮代学園台自主防犯会	平成２２年　４月　１日
９	和戸町内防犯会（注２）	平成２６年　４月１３日
１０	姫宮東団地自主防犯会	令和　元年１１月　１日
１１	姫宮南団地防犯委員会	令和　７年　３月１６日

注１）杉戸町・宮代町の有志で結成し、杉戸警察署管内の防犯パトロールを実施。

注２）構成：和戸１丁目地区・和戸２丁目１区２区・和戸３丁目地区・和戸４丁目１区２区・和戸５丁目地区。

注３）活動休止中の組織は、記載しておりません。

●各種表彰

・防犯大会表彰（杉戸管内防犯協議会　会長　宮代町長　新井康之）

～地域安全功労団体の推薦基準～

６年以上にわたり、組織的な地域安全思想の普及高揚等の地域安全活動を推進し、事件、事故等の被害の防止に多大の功労のあった団体。また、過去３年間、同一の表彰受賞歴を有していないこと。

・知事感謝状（埼玉県防犯のまちづくり推進会議　会長　埼玉県知事）

～団体表彰推薦基準～

自主防犯活動団体として積極的に活動するなど、防犯のまちづくりに貢献し、その功績が特に優れ、３年以上の活動歴を有する団体。

各種表彰実績（過去５年間）

	防犯大会表彰	知事感謝状
令和３年度	宮代台自治会	宮代学園台自主防犯会
令和４年度	東自主防犯会	和戸町内防犯会
令和５年度	須賀上地区防犯パトロール	該当なし
令和６年度	川端自主防犯防災会	該当なし
令和７年度	和戸町内防犯会	該当なし

６．町の実施事業について

●安心安全まちづくり推進事業補助金

宮代町では、犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した防犯組織の活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対 象 者・・・地域に密着した防犯に関する活動をしている自主防犯組織で町に設立の届出がある団体

対象事業	
補助対象区分	補助金額
ア　防犯用の資機材の購入費 ①パトロールに要する経費 （ジャンパー、腕章、ベスト、等） ②啓発活動に要する経費 （プレート、のぼり旗、等） ③備品等購入費 （さすまた、防犯カメラ※本体代のみ、等）	①初めて補助を受ける団体 活動に要する経費の１／２以内の額で上限額 １５０，０００円 ②①を受けた団体 活動に要する経費の１／２以内の額で上限額 ７０，０００円
イ　防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費 ①研修会の実施に要する経費 （講師謝金、講師旅費、会場使用料、等） ②研究、啓発、ワークショップに要する経費 （防犯マップ、ちらし、ポスター作成経費、等）	①（世帯数×１００円）＋２０，０００円 ②実支出額 ①及び②のいずれか少ない額
ウ　地域環境改善活動に要する経費 ①落書き消しに要する経費 （溶剤、マスク、刷毛、等） ②死角となる危険箇所の是正に伴う経費 のこぎり、脚立、ゴミ袋、等	

過去５か年の実績			
年度	申請者	補助対象	補助額（円）
3	宮代台自治会	のぼり旗の購入	１５，８００
4	和戸町内防犯会	のぼり旗、ベストの購入	７０，０００
	宮代台自治会	のぼり旗の購入	１２，３００
5	宮代台自治会	のぼり旗の購入	１２，３００
6	宮代台自治会	のぼり旗の購入	１５，０００
	学園台自主防犯会	ベスト、腕章、ヘッドライトの購入	２３，４００
7	宮代台自治会	のぼり旗の購入	１３，２００
	姫宮南団地防犯委員会	防犯カメラの購入	１４１，５００

●職員による青色防犯パトロールの実施

小学生の帰宅時における防犯を目的に、青色回転灯を装備する公用車を使用して宮代町職員による青色防犯パトロール（通称「青パト」）を平成１７年から実施しています。

実施日：毎週火・金曜日の週２日　１５：００～１７：００

※１２月及び１月については、週３日（火・木・金）実施

●防犯灯のＬＥＤ化について

宮代町には現在２，６７６基の防犯灯が設置されています。そのうち２，６２６基がＬＥＤ防犯灯になっており、全体の９割以上がＬＥＤ化されています。

これからも消費電力や発熱の少ないＬＥＤ防犯灯を推進していきます。

〔防犯灯器具内訳〕

器具の種別	Ｒ７．３末
蛍光灯	0
インバーター	0
ナトリウム	1
水銀灯	４９
ＬＥＤ化済み	２，６２６
合計	２，６７６



※道路照明灯などで強い光量を必要とする場合は、ＬＥＤ化することができない事もあります。

〔実績〕

	新設実施数	実施額	種類
平成３０年度	６基	約１０万円	LED 一体型器具
令和元年度	９基	約１５万円	
令和２年度	９基	約４０万円	
令和３年度	２１基	約６０万円	
令和４年度	１１基	約２０万円	
令和５年度	１１基	約２０万円	
令和６年度	５基	約１０万円	
令和７年度	１１基	約１９万円	

●令和８年度防犯カメラ設置工事について

犯罪を未然に防ぐ心理的抑止力として主要道の３箇所の交差点に防犯カメラを設置します。これは、単に道路を映すだけでなく、「逃走経路の把握」と「死角の解消」を目的として主要な交差点に防犯カメラを設置することで、警察の捜査での犯行車両の車種やナンバープレートを特定し、追跡調査の起点とするためです。

防犯カメラの仕様

メーカー名	マスプロ
品　番	ASM03FHD
仕　様	ＳＤカードレコーダー内蔵カメラ 200 万画素（撮影した画像はカメラに内蔵した記録媒体としたSDカードに保存する）



防犯カメラの設置箇所位置図



７．防犯灯設置の審査プロセスの変更について

（１）新設防犯灯への対応

区長・自治会長からの要望による防犯灯の設置について検討します。

なお令和８年度より、防犯灯の設置審査体制を以下のとおり変更いたします。

①審査プロセスの変更：

これまで「防犯のまちづくり協議会専門部会」にて実施していた設置申請の審査業務を廃止し、今後は町担当課職員が主体となって迅速な審査を行います。

②審査基準の客観化：

属人的な判断を排し、設置の合理性を担保するため、「防犯灯設置基準表（点数化評価）」を基に審査を実施します。各項目を数値化して評価することで、より公平かつ適正で迅速な選定を行います。

③申請・審査フロー：

以上の変更を基に下記①～⑤の内容で実施します。

内容(時期)	備考
①受付（7 月）	区長・自治会長を通じて申請書の受付
②意見徴収(9 月)	防犯のまちづくり推進協議会委員から申請箇所に対し、意見徴収
③審査（9 月～11 月）	担当課で「防犯灯設置基準表」を用い、現地調査を踏まえ数値評価による適否判定を実施
④設置工事(12 月～2 月)	決定した設置箇所について、工事の発注
⑤実施報告(3 月)	防犯のまちづくり協議会での実施内容の報告

＊注記：設置工事は予算の範囲内で実施するため、要件を満たしている場合でも申請件数により設置できない場合があります。その場合、次年度へ繰り越し等検討します。

【参考】

過去 3 か年の防犯灯の設置及び修繕実績			
年度	予算額（新設＋修繕）	新設数	修繕数
令和 5 年度	1,773 千円	11 基	49 基
令和 6 年度	1,672 千円	5 基	55 基
令和 7 年度	1,265 千円	6 基	31 基

現状：町内全域で約 2,676 基以上を管理。

＊令和 8 年度予算：946 千円

令和 8 年度防犯灯申請位置図（学園台 3 丁目=新設申請件数 1 基）



（2）今後の予定

第 2 回 宮代町防犯のまちづくり推進協議会

開催時期（予定）：令和 9 年 3 月中

議事内容（予定）：町事業の進捗結果報告

８．宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱

平成１８年１２月１４日
告示第１４０号

（設置）

第１条　地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備（以下「防犯のまちづくり」という。）に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等（以下「町民等」という。）の連携協力により、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するために宮代町防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

（１）町民等の防犯意識の高揚及び啓発に関すること。

（２）地域自主防犯活動の推進に関すること。

（３）防犯に関する情報の交換及び参加団体等相互の連携強化に関すること。

（４）防犯のまちづくりに関する総合的な計画の作成に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、２０人以内の委員をもって組織するものとする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）杉戸警察署の防犯担当職員

（２）町内小学校校長の代表者

（３）町内中学校校長の代表者

（４）町内小学校の保護者の代表者

（５）町内中学校の保護者の代表者

（６）町内幼稚園の職員

（７）町内保育園の職員

（８）町内高等学校の職員

（９）町内特別支援学校の職員

（１０）町内大学の職員

（１１）宮代町商工会員

（１２）地域安全パトロール隊の代表者

（１３）杉戸管内地域安全推進連絡協議会のうち宮代地区の地域防犯推進委員

（１４）専門知識を有する者

（１５）各地区連絡会の構成員

（１６）一般公募による市民

３　前項各号における定数は、第１号から第１４号までの委員においてはそれぞれ１人とし、第１５号の委員は４人、第１６号委員の定数は２人以内とする。

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
２　前項の委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に、会長１人及び副会長１人を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を総理する。
（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、その会議を主宰する。
２　会長は必要に応じて、会議に町民、町内在学者、町内在勤者、専門家及び関係職員等の出席を求めることができる。
３　会長は、前項の規定による会議を開催したときは、次の協議会において会議の内容等を報告しなければならない。
（専門部会）
第７条　協議会は、第２条に掲げる事項を具体的に審議するため、専門部会を置くことができる。
（事務局）
第８条　協議会の事務を処理するため事務局を置く。
２　協議会の事務局は、くらし安全課において処理する。
（事務局の所掌事務）
第９条　事務局は次の事項を処理する。
（１）協議会及び専門部会の会議の招集事務に関すること。
（２）会長及び副会長との連絡調整に関すること。
（３）会議の主要な議事の記録に関すること。
（４）前３号に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項に関すること。
（その他）
第１０条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この告示は、制定の日から施行する。
附　則（平成２３年告示第 71 号）
この告示は、制定の日から施行する。
附　則（令和７年告示第 63 号）
この告示は、令和７年４月１日から施行する。